



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～※SF商法は、今もすぐそこに～

相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

近所で「健康器具の販売をする」と業者がチラシを配っていた。激安の調理器具も販売するようで、それを目当てに友人と出向いた。

会場には多くの人がいて異様なムード。激安商品はすぐになくなり、気が付くと少人数に。高額な健康器具を紹介され「本日に限り10万円も安くする」との言葉に誘われ、つい購入してしまった。

自宅に帰ってよく考えると必要ないものだった。契約して一部入金したが、返品してお金を返してほしい。

※催眠商法とも呼ばれ、消費者の購買意欲をあおって高額な商品を売りつける商法

【ひとことアドバイス】

- ◇商品使用後でも、契約書を受け取ってから8日間のクーリングオフ期間内であれば、返品も返金も可能です。早めにご相談ください。
- ◇販売会社が正式な会社組織を構えずに販売していることもあり、領収書の連絡先が無記名だったり架空の所在地であったりと、返金交渉できないケースが増えています。
- ◇会場の雰囲気には惑わされないよう「自分にとって本当に必要な商品か」「金額は妥当か」などを冷静に判断しましょう。
- ◇会場に入ると帰りにくくなるので、怪しいと感じた場合は会場に行かないようにしましょう。また、無料の販売券や引換券を配っていても受け取らないようにしましょう。